

令和5年度 立川市防災会議 議事概要

■開催日時 令和6年2月20日（火曜日） 9時30分から10時50分

■開催場所 立川市役所 302会議室

■出席者 39名（うち代理出席者4名）
詳細は別表のとおり

■次第

1. 開会

2. 会長（市長）挨拶

3. 議題

（1）立川市地域防災計画修正（原案）及び立川市受援計画（原案）について

4. 報告事項

（1）防災対策事業の推進状況について

5. その他

（1）東京消防庁立川消防署からの報告

（2）東京電力パワーグリッド株式会社からの報告

6. 閉会

・資料一覧

立川市地域防災計画修正（原案）及び立川市受援計画（原案）の概要について（資料1）

立川市地域防災計画（素案）に対する主な意見等一覧（資料2）

パブリックコメントの結果について（資料3）

立川市地域防災計画の修正概要（資料4）

立川市地域防災計画（原案）の主な修正内容（資料5）

立川市受援計画の概要（資料6）

防災対策事業の推進状況について（資料7）

立川市地域防災計画（令和6（2024年）4月修正） 原案

立川市受援計画 原案

立川消防署からの情報提供（東京消防庁立川消防署資料）

東京電力パワーグリッド株式会社からの情報提供（東京電力パワーグリッド株式会社資料）

■会議の傍聴 公開

■傍聴者数 4名

令和５年度 立川市防災会議 進行台本		
	令和６年 ２月 ２０日（火） 開始 ９時 ３０分 終了 １０時 ５０分	場所 ３０２ 会議室
市民生活部長	定刻となりましたので、ただ今から令和５年度立川市防災会議を開会させていただきます。 本日は大変お忙しいところ、防災会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。本日、議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます市民生活部長の神崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 ここからは着座にて失礼させていただきます。 それでは、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。 次第の１ 開会 といたしまして、まず始めに防災会議委員の皆様にお知らせいたします。本市では、「立川市審議会等会議公開規則」第３条の規定により、審議会等の会議は公開を原則としておりますので、本日の防災会議につきましても公開としております。 また、立川市防災会議運営規程第５条に基づき、委員定数の半数以上のご出席をいただいておりますので、本日の会議は成立しておりますことをご報告させていただきます。	
市民生活部長	続きまして、次第の２ 会長挨拶に入ります。 立川市防災会議の会長である、酒井立川市長より、ご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。	
市長	皆様おはようございます。市長の酒井でございます。 本日は早朝より立川市防災会議関係機関の皆様方には、お集まりいただきましてありがとうございます。 能登半島の地震が発生して、早１カ月半が経過いたしますけれども、今後この能登半島での現状というものの、まだまだ復旧にこれから何カ月かかるのか、何年かかるかという状況にあらうかと思います。被災地で苦しんでいる方々に対して、立川市としてもこれまで技術系の職員を東京都庁へと派遣をし、リモートでの建物家屋等の診断にあたります。 また、東京都からの要請に基づき、保健師等を派遣する可能性があり、人選について依頼が来ているため、既に手を挙げていただいている方、準備をしている方もいらっしゃいます。 さらに、立川市としても被災地に何かしらの形で支援ができないかということを検討させていただいている次第でございます。被災地の１日でも早い復興に向けて本市としても取り組みを進めていきたいと	

	考えております。 その上で、この当市においても、まず自分の足元、万が一同じような災害が発生した時には、その被害の大きさというのは能登半島の各市の被害の現状を大きく上回るであろうということも想定されますので、是非とも関係機関の皆様方にはご協力を賜り、万が一の災害に備えていただくために、このような形で日ごろから顔合わせをさせていただき、また、地域防災計画や受援計画等々の不断の見直しを行っていただけるようにお力添えを賜ればと存じます。 本日は限られた時間ではございますけれども、これより会議を進行させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。
市民生活部長	続きまして、次第の3 議題に入る前に事務局より資料の確認をお願いします。
防災課長	それでは、はじめに資料の確認をさせていただきます。 まず、次第が1枚 次に、「立川市地域防災計画修正（原案）及び立川市受援計画（原案）の概要について（資料1）」 次に、「立川市地域防災計画（素案）に対する主な意見等一覧（資料2）」 次に、「パブリックコメントの結果について（資料3）」 次に、「立川市地域防災計画の修正概要（資料4）」 次に、「立川市地域防災計画（原案）の主な修正内容（資料5）」 次に、「立川市受援計画の概要（資料6）」 次に、「防災対策事業の推進状況について（資料7）」 次に、「立川市地域防災計画（令和6（2024年）4月修正） 原案」 次に、「立川市受援計画 原案」 次に、「立川消防署からの情報提供」 次に、「東京電力パワーグリッド株式会社からの情報提供」 最後に席次表と防災会議委員名簿となります。 以上が配布資料となります。不足等ございませんでしょうか。
市民生活部長	では、次第の3 議題に入ります。防災会議の議事進行は会長である市長となります。会長、議事進行をお願いいたします。
市長	では、次第の3 議題の（1） 「立川市地域防災計画修正（原案）及び立川市受援計画（原案）について」を、事務局より説明をお願いします。
防災課長	改めまして、防災課長の仲沢と申します。よろしくお願いいたします

す。ここからは着座にて失礼させていただきます。

この後の説明につきましては内容が多岐に渡る関係で、説明が少々長くなりますことご了承をお願いします。また本日、立川市地域防災計画修正（原案）の冊子と立川市受援計画（原案）の冊子を机上にお配りしておりますが、内容説明は資料１～６でご説明させていただきます。冊子については後ほどご確認いただければと存じます。

それでは、「立川市地域防災計画修正（原案）及び立川市受援計画（原案）の概要についてご説明しますので、資料１をご覧ください。

それぞれの計画につきましては、本日のご審議に向けて、今年度中の完成を予定し、作業を進めてまいりました。１の（１）立川市地域防災計画修正のこれまでの経緯は記載のとおりでございます。先日、パブリックコメントにより意見を募集し、１月９日に終了したところでございます。（２）の素案に対する庁内外関係機関からの主な意見～（５）現行計画からの主な修正部分の詳細につきましては、後ほど順にご説明させていただきます。

裏面に移りまして、２の（１）立川市受援計画策定のこれまでの経緯は記載のとおりでございます。こちらはパブリックコメントの実施はございませんでしたので、現時点で原案作成作業を完了しております。

次に、３ 今後のスケジュールにつきましては、双方の計画原案を本日の防災会議においてご審議をいただき、その後、総務委員会への報告、ホームページによるパブリックコメント結果の公表、職員説明会を経て、令和６年４月中に公表してまいりたいと考えております。

続きまして、資料２ 地域防災計画（素案）に対する主な意見等一覧をご覧ください。昨年度から着手している地域防災計画の修正では、素案をまとめていく段階で、庁内・防災関係機関からの意見照会を行ってまいりました。今回の庁内・防災関係機関への意見照会は、２回目の実施となります。加えて、素案をまとめた段階で、東京都に対して、都の地域防災計画との整合などを見ていただくため意見照会を行っており、それらをまとめた資料となっております。

ポイントを絞ったの説明となりますが、東京都からの意見といたしましては、９局から３３件の意見をいただいております、ほぼ指摘のとおり修正しております。２ページの番号７及び８に記載がございます、都の地域防災計画に沿った指摘がありましたので、意見のとおり修正いたしました。また、番号１０及び３ページの番号１２では、庁内会議でご指摘のありました、能登半島地震を踏まえた反映とのご意見を受けまして、それぞれの章立ての冒頭部分に能登半島地震に関する記載を加えております。

次に、庁内からの意見といたしまして、１６班２７課から意見をいただいております。

５ページの番号２０に記載の、総合治水対策に関する意見では、対応

として、議論の時間が十分でないことから、次回以降の検討課題としている意見もございます。8ページの番号35では、新たに女性・性的マイノリティのニーズへの配慮の意見が庁内から寄せられましたが、これは、東京都の地域防災計画の記載から、さらに検討を加えたものとして対応いたしました。12ページの番号54では、一次避難所の最大受入者数について、新たな被害想定に基づく避難者数の減少、施設の現状、感染症対策等を鑑みた適正な収容人数を算定し、大幅に見直しております。

本日ご参加の防災会議委員の皆様からいただいたご意見につきましては

1ページにお戻りいただきまして、6番の多摩立川保健所様からの「防災DX」の記載の追加については、「防災・減災対策の基本的な考え方（1）基本理念」に、一文を追記しております。一方で、防災DXの詳細な内容の記載については、次回修正時の検討事項とさせていただきます。

3ページ14番の北多摩北部建設事務所様からいただきました「橋りょうと道路」に関するご意見につきましては、ご指摘のとおり修正しております。

4ページ19番の、同じく北多摩北部建設事務所様からいただきました本文の「野川、新河岸川」の記載の削除につきましては、東京都からも同指摘があり、ご意見のとおり、削除しております。

9ページ39番の東京電力パワーグリッド様からの、「東京電力グループ」という記載に対するご要望につきまして、ご意見のとおり修正しております。

11ページ49番の東京ガス様からご意見いただいた社名変更に係る修正について、反映させていただきました。合わせて、13ページ63番の東京ガス様からご意見いただいた「ガスメーター復帰方法資料」はご意見のとおり、差替えさせていただきました。

また、昨年1月にご依頼いたしました、1回目の意見照会において保留とさせていただいておりました、立川消防署様のご意見に対しましては、原案の関連資料・自治会一覧にスタンドパイプの貸与状況を追記いたしました。

次に、資料3 パブリックコメントの結果についてをご覧ください。昨年12月14日から本年1月9日までの間、立川市地域防災計画（原案）についてパブリックコメントを実施し、5名の方から52件の意見が寄せられました。（4）ウ 市の回答結果につきましては、意見を反映するもの6件、市の考え方を説明するもの40件、その他6件としております。意見を反映するものは、次の2ページ～4ページに記載のとおりです。内容につきましては、備蓄、広報内容、安否情報の発信、災害時の防犯、し尿処理などの意見について、市の考え方をお示しし、文章を加筆・修正するなどの対応を行います。

具体的には、「防災・減災対策」の「食料・日用品・飲料水等の確保」において、「備蓄の必要性をより市民に周知した方が良い」との意見に対し、「災害対策基本法にも記載があるとおり、」という一文を加え、「自らの生命は自ら守ることを基本的な考え方として、災害対策基本法にも記載があるとおり、市民は日ごろから各家庭で、災害時の食料・身の回り品について備蓄を強く進める。1人概ね7日分の備蓄を確保する。」と文章を修正いたしました。

資料番号2 災害時の広報についていただいたご意見の中では、市から市民へ提供する情報のうち、市民が必要とする災害時の情報について、素案に記載されていない項目がありましたので、該当ページに「防災に関する情報」及び「災害ボランティアの募集状況」の項目を追加しております。

3ページ3番 災害発生直後の安否情報を家族等に知らせることの重要性についてご意見があり、妥当性があり素案には記載のない内容でございましたので、該当するページに「また、安全な避難が完了した後は、自己の安否情報を家族等へ発信することも忘れないよう、心掛ける。」との文章を加えております。

番号4では能登半島地震の発災後の状況から、警備や防犯に係るご意見をいただき、公共施設や公共の場における秩序は重要な事項と認識いたしましたので、該当するページに「避難所の運営においては、避難者の安全と秩序維持について対策を図る。」との文章を加えております。

4ページ5番では備蓄物資の物品名が記載されている箇所における「ろうそく」の記載についてご意見をいただき、「ろうそくの使用は危険である」とのご意見があり、ご指摘のとおり、物品の選定について今後の検討が必要であると考えましたので、該当するページの該当箇所の「ろうそく」の記載を削除いたしました。なお、重要性から、地域防災計画への記載が適当である「携帯トイレ」への記載を変更してございます。

また番号6では携帯トイレに係るし尿処理方法について具体的なご提案をいただきました。詳細な処理方法は災害廃棄物処理計画やそれに関連するマニュアルにより取り決めることとなりますが、衛生面への配慮は重要事項であると考えますので、該当するページに文言を加え、「廃棄物処理業者との協定に基づき、避難所等から発生するし尿を衛生面に配慮し、収集・運搬する。」と修正としております。

この他、5ページ以降の、市の考え方を説明するもの40件につきましても市の考え方をお示ししてまいります。すべての意見が、年明けの能登半島地震後に寄せられた意見で、市民の防災に対する関心の高さがうかがえるものとなっております。最後の19ページ、その他6件につきましては、参考意見として、庁内で共有してまいります。

次に、地域防災計画修正の重点項目等につきまして、資料4 立川

市地域防災計画の修正概要をご覧ください。今回の修正の主なポイントについてご説明いたします。

1 首都直下地震等による東京の被害想定の結果の反映についてでございますが、被害想定の更新の内容は、具体的な数値として文章の中に出てくる部分が多々あるため、全ての箇所を新たな数値に置き換えております。また、右の表は抜粋でございますが、被害想定の一覧表も丸々、差替えております。昨年5月に都から公表されたこの被害想定は、建物被害、人的被害が数字上では被害量が減少しております。

次に裏面をご覧ください。2 東京都地域防災計画震災編の反映でございます。令和4年5月に公表された被害想定の更新に伴い、東京都も1年を掛けて地域防災計画を修正し、昨年5月に公表されたため、記載にありますとおり、多様な視点、防災DX、帰宅困難者対策、被害の低減効果、医療提供体制など、できる限りの反映を施しております。

次に3 避難行動要支援者対策の強化についてでございます。災害対策基本法の改正に伴い、個別避難計画の策定義務が生じていることから、避難行動要支援者等、支援の項目を中心に記載を加えております。市の個別避難計画の進捗としては、今後、多摩川流域の立川崖線よりも下に居住する対象者の計画を作成する方針となっております。なお、現在の状況ですが、避難行動要支援者名簿の登載者は4,586名、このうち名簿提供同意者は2,445名、個別避難計画作成完了者は68名となっております。

このほか、今回合わせて策定しました、4 受援計画の策定と位置づけ、5 開設段階別風水害時指定避難所と車両による一時的な退避場所、6 関係機関及び庁内意見による対応などが、今回の計画修正の主なポイントとなっております。

次に、資料5 立川市地域防災計画（原案）の主な修正内容につきましては、ただいまご説明いたしました修正内容の詳細となっております。こちらの資料は、2回の各意見照会の結果を総括した、現在運用中の現行計画からみて、4月公表の修正後の計画において内容が変更となる箇所を取りまとめた資料となります。

1 ページ 1) 被害想定と減災目標の修正では、東京都による被害想定の内容について更新がなされており、記載しているとおり、一覧表が丸々変わっている他、本文中に記載されている全ての被害想定データの数値も新しい被害想定に整合させております。なお、数値化された被害想定に加えて、数値化はできない「被害の様相」の記載も該当するページに加えております。

次に、2 ページ 2) 市街地の安全対策では記載のとおり、ハード面に係る防災対策の記載として、令和4年度に更新された地震に関する地域危険度測定調査(第9回)のデータが反映されているのが、大き

な変更箇所となります。

次に、3 ページ 3) 避難行動要支援者等支援対策の強化では記載のとおり、令和3年に改定された災害対策基本法において、避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成が義務付けられたことに伴う、該当箇所の記載内容の調整を行いました。個別避難計画については、市としてこれから整備しなければならない課題となりますので、今後、より一層の記載内容の充実を図ってまいります。

次に、4 ページ 4) 避難所機能及び運営体制の向上では、コロナ禍を経験し、避難所運営における感染症対策の重要性が認識され、今後の避難所運営の基本としていくことにいたしましたので、5 ページのとおり、避難所運営の部分に今後、発生するかもしれない新たな感染症も想定した上で、記載を修正しております。

次に、5 ページ 5) 応援・受援体制の整備についてですが、今年度、東京都の受援応援計画が改定され、また、現在同時並行で取り組んでいる立川市受援計画がここで策定されますので、地域防災計画にもその位置づけを随所に施しております。

次に、6 ページ 6) 新たに建設された市所有施設の防災分野への活用では、記載のとおり、市所有施設につきましては、令和3年4月の前回修正以降に運用開始されました、新たな施設であるクリーンセンターたちむにい、学校給食東共同調理場、コトリンクについて、それぞれ、応援受入、物資調達、帰宅困難対策の防災機能に合わせ、計画の該当部分において記載いたしております。また、移転予定の健康会館についても、今後の検討に含みを持たせるような記載として、課題提起しております。

次に、7 ページ 7) 多様な支援団体との適切な連携では、7～9 ページに書かれている各項目について、前回令和3年4月の計画修正から19の民間協定先と各種の災害時協定を締結したことから、それぞれの協定について本文中で反映させる部分がありましたので、追加・修正しております。自動車メーカーとの給電に関する協定や、緊急医療救護所運営に携わる医療機関との協定や、風水害時の車両による一時避難場所に係る協定などがございました。

次に9 ページ 8) その他では、関係機関や庁内各課への意見照会結果の反映につきまして、時間を掛けて対応した部分となります。庁内各課への照会につきまして、まずは、まちづくり部を中心に事業を進めております耐震化の進展を反映しており、9 ページについては、橋りょうの補強の進捗を反映いたしました。

10 ページの広報関係では、新たな情報発信ツールとしてLINEを導入しましたので、反映しております。11 ページ、計画の巻末にあります関連資料については、大きなところでは、新たな被害想定に合わせて、各避難所の収容人数を施設面積や感染症対策を考慮した、より実態に即した数字に更新しております。備蓄品につきましても、一次

避難所及びその他備蓄倉庫ともに令和6年4月時点の数字及び品目に更新を図っております。その他、同12ページの「開設段階に応じた風水害時指定避難所一覧」や「風水害時車両による一時的な避難場所一覧」など新たな資料を作成し、掲載をしております。

本日ご参加いただいております関係機関の皆さまに意見照会をさせていただき、反映した内容につきましては、先ほどご説明いたしました素案から原案までに反映させた内容以外で、13ページのとおり、消防署様からいただいた意見として、立川消防署が普段から取り組んでいる防火対象物や住宅防火の記載、防災訓練の記載を加えさせていただくとともに、改訂されました震災非常配備態勢や東京消防庁災害時支援ボランティアの記載を変更させていただきました。

14ページ、立川市三師会様につきましては、会議にも参加させていただき様々なご意見を頂戴するとともに、関係箇所を全体的に見直していただきました。緊急医療救護所の詳細な記載や、避難所救護所の実態に即した記載への調整、人工透析や在宅医療患者対策などの記載内容精査や、小児周産期医療の追加など特殊医療対策も重点的に見直していただいております。

また、立川市地域防災計画は国や東京都の防災対策に整合させなければならないことから、東京都の動向等を考慮した修正が必須となっております。こちらは17～18ページに記載がございます。

昨年5月に修正された東京都地域防災計画は、令和4年5月公表の新たな被害想定の内容に合わせた形で見直されており、修正のタイミングが、当市素案の決定と同タイミングでしたので、「反映できる事項について、できる限り反映する」というスタンスで対応しております。

17ページ、東京都の防災関係組織の一覧や18ページ、差し込み図面等、東京都地域防災計画から引用している部分につきましては、漏れなく反映いたしました。

また、17ページにございます、庁内各課からも意見をいただいた「性的マイノリティへの配慮」等の新たな項目は、計画に位置付けをいたしております。

同ページ、減災対策の被害低減効果を記した部分については、市の防災対策にも当てはまることとございますので、記載してございます。

その他、帰宅困難者オペレーションシステムは6年度から実装される都が開発した新たなシステムとなりますので、機能や活用方針を確認しながら、今後の対応となりますが、記載として加えております。

以上のようにできる限りの反映をしたうえで、十分な検討を要する課題につきましては、拙速な記載はせず、次回以降の修正において検討をすることとしております。具体的な項目としては、防災DXやマ

ンション防災が該当いたします。

素案決定後、約5か月を掛けて東京都関係部局に対し実施いたしました協議につきましては、先ほども申し上げましたとおり、9局から33件の意見をいただき、いただいた意見のほとんどをご指摘のとおり反映させております。反映させた箇所の内容を抜粋いたしますと、まずは18ページ、東京消防庁から消防組織法に合致した記載への訂正意見がございました。同ページ、住宅政策本部からは災害対策基本法改定への不整合の指摘があり、住宅の応急修理について修正を求められましたので、対応をしております。その他にも住宅政策本部からは応急仮設住宅に係る記載について等、多くの意見をいただきました。

19ページのとおり、建設局からは気象情報に関する危険度分布に関する指摘をいただいたため、最新の図に差替えを行っております。その他、気象情報や河川情報等の水防関係や緊急輸送道路関係について、建設局からは最も多くのご意見をいただきました。その他、総務局総合防災部、警視庁、都市整備局、保健医療局、福祉局、生活文化スポーツ局からご意見をいただいております。

次に、立川市受援計画の概要をご説明いたしますので、資料6をご覧ください。計画の目的は記載のとおりでございます。計画の位置づけとしましては、地域防災計画の下位計画として位置づけ、業務継続計画（地震編）及び災害時初動対応マニュアルの内容に準拠し、それらの円滑な実施と資源の不足を補うための計画としております。

受援計画の対象範囲につきましては、記載のとおりで、また、計画の構成といたしましては、国が示しているひな型に立川市の内容を当てはめたものであり、章立てにつきましては記載のとおり4章から構成しております。

この受援計画の発動については、基本的には立川市内で震度6弱以上の地震が発生した場合、本計画に沿って応援要請を行うこととしております。

次に受援計画の内容についてでございますが、人的応援の受援体制は、庁内全体の受援担当として、職員班が中心となりますが、災害対策本部の全体調整を担う本部指揮所班と連携を図って対応していくこととしております。災害時における受援業務の基本的な流れでは、ある程度基本的な事項は記載しておりますが、詳細はマニュアルで決めていくことになります。

物的応援の受援体制につきましては、物資調達班が中心となって、今後、物資調達計画を立てることになっておりますが、その前提となる、基本的な考え方が記載されております。災害時における物的受入れの基本的な流れでは、ある程度基本的な事項は記載しておりますが、実際の班の任務や調達要請は、今後の調整が必要となってまいります。

次に裏面をご覧ください。受援対象業務シートでございます。受援

防災課長	対象となる業務は、全体で 42 業務を選定しております。原案取りまとめまで、内容の検討や体裁の統一に軸足を置いた調整を実施してまいりました。 対象業務の選定は、人手が足りていなくても発災後 3 日以内に終了する業務は選定しておりません。受援の考え方として、応援が来るまでに 3 日以上は要するためでございます。 また、応援要請先としては、「他自治体への応援要請」が基本となりますが、業務の性質によっては、保育士や建築士など民間にも資格者を求める場合がございます。「活動体制（1 日の流れ）」は、実際に何をすればよいのかがわかりやすく表示できるのがメリットではありますが、作成担当者の経験や想像力に左右されるため出来映えに差があり、調整が最も必要な部分でした。 今後は、この受援計画に基づき、災害時の応援職員及び物資を迅速かつ的確に受け入れる体制で対応してまいりたいと考えております。 以上で、立川市地域防災計画修正（原案）及び立川市受援計画（原案）の説明は終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
市長	ただいまの件につきまして何かご質問、ご意見はございますか。 ご発言の際には、所属とお名前をおっしゃっていただけますと幸いです。
東京都多摩立川保健所長	せっかくの機会なので発言させていただきます。私どもの多摩立川保健所は 1 月 3 日から令和 6 年能登半島地震の応援について、東京都庁と話し合いながら、人の派遣の検討を始めました。保健師を始めとする職員を派遣しており、最後の班が本日戻ってくるところでございます。 私自身も石川県庁に 1 月 24 日からおよそ 1 週間行って参りました。避難所へ保健師、事務職員を派遣しましたが、皆様方のイメージ通りの支援でございました。 私自身は D H E A T の第一班として現地に行きました。先方もやってもらいたいことはたくさんあるのだけど、何をやってもらったら良いか混乱していると仰っていて、本当にその気持ちは手に取るように分かるようでした。話し合いを重ねた結果、必要とされていることは福祉であると分かりました。金沢以南の病院に被災地から 900 人の患者が運ばれましたが、退院後の通常医療が圧迫しているという現状があると言われました。 被災地で私たちはまず能登半島北部の福祉サービスについて、石川県庁のホームページから訪問介護や福祉サービスの現況を調べる仕事を行いました。

市長	防災、災害の訓練というと発災直後のことをイメージしますが、発災後1カ月経つと福祉に関するサービスをどのように行い通常に戻していくのかというロードマップを描かないといけなかったと感じました。 私の心にはいつも、自分の地域で災害が起きたらどうしたらいいのかを考えて仕事をしています。来年度以降、立川市を始め近隣の市とも検討する場を設け、顔の見える関係をつくっていきたいと考えています。どうぞよろしくお願いいたします。感想でございました。 ありがとうございました。被災地での経験等を踏まえていただいた感想をありがとうございました。 当市としてもやはり、支援を受け入れる側として何を頼んだらいいのかという部分については、常日頃からこういった事が想定されるのかについて、お話頂いた知見等も活かしていただきたいと考えております。 また、福祉施設等に関しては東京都から介護施設等や福祉施設に対しBCPの計画の策定に要請されていることと存じます。BCPが実際に災害時に機能するのかという部分については課題もあろうかと思えますので、是非とも今後、さらに修正を重ねていくために、ご経験をお聞かせいただければと思います。ありがとうございました。 せっかくの機会ですので、他に何かご意見やご感想はございますか。
災害医療センター副院長	能登半島地震について、当院は1月1日の17時には災害本部を立ち上げ、深夜には第一陣を被災地に送り出しました。支援の要請は後から来るので、見切り発車で送り出している状態です。 被災地で一番問題になったのは水です。医療スタッフの派遣もしておりますが、実際要求されてくるのは物流的な部分と食べ物・水に関することで、企業の皆様もトイレをかき集めて送ってくださったが、送られてきたトイレの設営を自衛隊が行ってありました。排泄に関しては対策が抜け落ちていたなど、とても印象に残っております。 実際、延べにして32名の職員を送り出しました。職員は使命感で取り組んでいるため、相当のストレスがかかってしまった。TMA T、DMA T等のチームがありますが、1つの病院から送り出すというのは、職員の心のケアについて全国レベルで考えてほしいということです。被災地での経験について、3月上旬には報告会のような形でご報告したいと考えているため、行政としてもご参加いただきたいと思っております。
市長	ありがとうございます。 災害時の水の課題については東京都水道局さんと連携をしていかなくتهはいけないと考えております。

市長	また、トイレ等につきまして、立川市はマンホールトイレ等の整備は進めておりますが、今後さらなる充実の必要性というのもあります。また、携帯災害用トイレについて、私自身も能登半島地震が発生した後、災害用の備蓄食料とトイレのセットを購入しました。そういった部分についても、より充実していけるように取り組んでまいりたいと思います。 お話ございましたように、3月に報告会がという事でございますので、担当の部と一緒に私も参加したいと思っております。ありがとうございました。 質疑がないようですので、これをもちまして (1)「立川市地域防災計画修正（原案）及び立川市受援計画（原案）について」の質疑を終了させていただきます。 （本日のご意見等を踏まえ）立川市地域防災計画修正（原案）及び立川市受援計画（原案）について、皆様ご承認いただけますでしょうか。
市長	ありがとうございます。ご異議がないということで（1）「立川市地域防災計画修正（原案）及び立川市受援計画（原案）について」は承認されました。
市長	続きまして、次第の4 報告事項に入ります。 (1) 防災対策事業の推進状況について、事務局より説明をお願いします。
防災課長	それでは、「(1) 防災対策事業の推進状況について」を説明させていただきます。 「資料7 報告事項 防災対策事業の推進状況について」をご覧ください。 多岐にわたるため、かいつまんでご報告いたします。 まず、ローマ数字のⅠ「災害に強い都市づくり」ですが、1 ページ目「2 一次避難所への応急給水栓設置」をご覧ください。平成 29 年 3 月に東京都水道局と立川市が締結した「避難所における応急給水栓の設置及び仕様に関する覚書」に基づいて、東京都水道局が市内の一次避難所全 30 か所に応急給水栓を設置する事業となっております。 令和 2 年度の若葉台小学校への設置により市内の一次避難所 30 か所への設置が完了しました。災害時における避難所での応急給水活動にも使用できることから、避難所運営の向上につながると考えております。

続きまして2ページ目の「3 木造住宅耐震診断助成制度及び木造住宅耐震改修等助成制度」をご覧ください。近年建築された住宅は、一定基準のもとに建てられているため、耐震性はある程度確保されておりますが、昭和56年5月31日以前に建築された住宅は現在の建築基準を満たしていない可能性が高く、耐震性を確保していくことが重要になります。対象の木造住宅に耐震診断や耐震改修等に要する費用の一部を助成し、耐震化を推進してまいります。なお今年度は既に受付を終了しておりますが、来年度も実施予定です。

続きまして、3ページをご覧ください。ローマ数字のⅡ「市民・地域・事業者等との防災連携体制の確立」です。

「1 総合防災訓練の実施」についてですが、今年度は令和5年11月12日（日）立川市立立川第一中学校で実施いたしました。新たな試みとして、立川中央病院前で緊急医療救護所開設及び運営訓練を実施しました。また平成31年度を最後に実施していなかった炊き出し訓練を実施しました。

防災会議委員の皆様にも、多数ご参加いただき、誠にありがとうございました。令和6年度についてですが、11月17日（日）立川市立立川第四中学校で実施予定でございますので、関係機関の皆様におかれましては、来年度もご協力の程よろしくお願いいたします。

4ページ目をご覧ください。「2 地域防災訓練の学校との合同実施」についてですが、今年度は自治会連合会支部を中心に12会場で実施し、3,411人の参加となりました。引き続き、自治会・市民防災組織・市民消防隊・消防団の皆様と連携してまいりますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

5ページ目をご覧ください。「3 避難所運営支援事業」についてですが、昨年度すべての地域版防災マップ更新が完了しました。今年度は富士見町、柴崎町、羽衣町の避難所運営マニュアルを更新予定です。

6ページをご覧ください。「5 防災士資格取得の支援」についてですが、市民防災組織を対象に民間資格である「防災士」の資格取得にかかる費用を各年度4名まで補助しております。新型コロナウイルス感染症の状況から近年は減少傾向ではありましたが、今年度は上限数の申請がございました。引き続き地域と連携して、防災の意識・知識・技能を身に着けた地域リーダーを育成してまいります。

7ページをご覧ください。

「6 市民防災組織の結成促進」についてですが、地域における「共

助」を推進するため、市民防災組織の結成促進と組織の運営を充実させるための運営補助金を交付しました。また今年度は立川市市民防災組織災害対応力向上支援事業を行い、5件の申し込みがありました。なお令和5年12月末現在139組織（組織率78.5%）の市民防災組織が活動しています。今後、地域における「共助」を推進するために、引き続き組織率の向上に取り組みを進めてまいります。

8ページをご覧ください。

「7 立川駅前周辺帰宅困難者対策」についてですが、昨年度より、実動訓練を再開しました。今年度は昨年度の訓練内容に加えて、一時滞在施設へ移動する訓練を実施し、防災関係機関56名、市職員32名が参加いたしました。

9ページ目をご覧ください。ローマ数字のⅢ「防災活動体制の充実」でございます。

「2 三市二署合同水防訓練の実施」についてですが、今年度は立川市多摩川河川敷左岸で行いました。各関係機関が連携し、水防活動や救助活動、情報伝達訓練等を国立市、昭島市、立川消防署、昭島消防署と合同で実施し、参加機関や見学者等も含め500名が参加しました。令和6年度については、5月19日（日）昭島市で実施予定でございます。

10ページをご覧ください。

「3 立川市消防出初式の実施」についてですが、年頭にあたり「自分たちのまちは、自分たちで守る」という立川市消防団及び市民の防災組織と消防関係者の士気高揚と市民への防災意識の向上に資することを目的に、令和6年1月7日（日）に国営昭和記念公園みどりの文化ゾーンで実施しました。体験ブースも再開し、会場では多くの来場者に参加いただきまして、盛大に行うことができました。令和6年度につきましては、令和7年1月12日（日）国営昭和記念公園みどりの文化ゾーンで実施予定でございます。

11ページをご覧ください。

「4. 図上防災訓練の実施」についてですが、平成22年度から継続的に実施しており、今月9日に実施しました。昨年度に引き続き、班ごとにワークショップ形式訓練を行い、各班の「震災時課別業務分担表」と「応急活動タイムライン」を作成し、訓練の報告を行っております。また訓練後半では大学名誉教授による防災講座を行い、職員の防災意識の向上に努めました。

12ページをご覧ください。

	「6 郵便ポストに情報取得用二次元コードを掲示」についてですが、災害時における相互協力に関する協定に基づき、日本郵便株式会社が所有する市内117か所の郵便ポストに、防災情報などの公的情報にアクセスできる二次元コードを掲示しました。そのうち6箇所の郵便ポストにつきましては、想定浸水深表示シールも併せて掲示しております。 13ページをご覧ください。 「7 LINEでつながる避難訓練」についてですが、地震及び風水害を想定し、本市公式LINEアカウントで防災について学べる内容として、令和5年7月に公開しました。令和5年12月末時点で1,434回の延べ訓練回数がありました。今後は実際の防災訓練の1つとして盛り込むなど、より多くの方に、防災への関心を持っていただき、意識の高揚を図っていくこととしていきます。 以上で「(1) 防災対策事業の推進状況について」の説明を終わらせていただきます。
市長	ただいまの件につきまして何かご質問、ご意見はございますか。
市長	質疑がないようですので、これをもちまして(1) 防災対策事業の推進状況について を終了いたします。
市長	続きまして、次第の5 その他に入ります。 (1) 東京消防庁立川消防署からの報告 を、 東京消防庁立川消防署長 様、よろしくお願いいたします。
立川消防署長	市長からの話にございました、今年1月1日の能登半島地震では本当に大きな被害が出まして、先ほど、お話頂きました立川保健所長様、そして災害医療センター副院長様からも話がありましたように、既に現地に行ってらっしゃる方もいらっしゃいます。 また、今回ご出席の陸上自衛隊様、そして、警視庁様を始め都道府県警察様は、当初から現地に入られまして、本当に精力的に活動をなさっております。 その中で報告をさせていただくのは非常に僭越ではありますが、立川消防署からも職員を送り出しておりまして、立川消防署の消防車両も現地に行っております。そのような点も含めてご説明させていただきたいと思います。 資料をご覧くださいと思います。まず、発災の翌日の早朝から活動を開始し、1月2日から航空隊のヘリコプターが現地に向かい、情報収集、物資輸送、人員輸送等の活動を行っております。一方、陸

上部隊は当初国の采配で西日本を中心に愛知県、奈良県、大阪府、京都府の消防隊が現地で活動開始をしております。

東京の消防へは1月8日に命令が出まして、長期化するということも見込んで支援するということで、9日に集結し、現地に向かいました。最終的には2月4日、東京に戻るまで救助、救出等を行いました。

資料の図をご覧ください。青い線で書かれているのが出動ルートです。最終的に能登半島の先端、能登町の柳田植物公園の駐車場を集結場所とし、そこを拠点に、輪島市、珠洲市等で活動しております。最短距離で被災地へ行こうとすると、関越自動車道あるいは長野自動車道を通して直江津の方に出ていく日本海側方が近いと思われますが、当時はまだ道路の状況に関する情報が来ていなかったこと、あるいは雪が深いだろうということが考えられ、長野県、滋賀県、福井県を通るルートを通っております。同日に神奈川県消防隊も現地に向かったと聞きましたが、東名高速道路の方を通ったと聞いております。これは、長い車列になってしまうことを避けるため、それぞれ分散したルートで現地に向かったということです。最終的に談合坂のサービスエリアを利用し、そこから現地まで26時間かけて行きました。金沢東インターで一般道に降り、現地に向かいました。

立川消防署からは、昨年5月に配置を頂きましたトイレカーという、活動を支援する車で現地に向かいました。本来は一昼夜程度長引く火災の現場で隊員が用を足すことを目的として制作された車両でございます。車両の左側面にステップが2つ降りており、2つドアがございます。これは、前側が男性用、大と小の便器、後方が女性用便器という形になっています。東京消防庁では2台トイレカーを保有していますが、小型のものを使っております。トイレカーは現地に置いたままにし、後援の交代の隊員が計3回現地に行き、最終的にトイレカーで東京に戻りました。北陸新幹線が早期に復旧したため富山県の新高岡駅まで新幹線を利用しその先は現地のバスで交代要員を送り込みました。

中央の左側の写真をご覧くださいと思いますが、車両が2台走っておりまして、その横に地割れがあります。今回の地震の特徴として、非常に大きな断層の隆起とそれに伴う地割れによって脆弱だった道路が寸断され、現地にたどり着けないという状況でございました。今回この2台の車以外にも多数の車が現地に行っていますが、地割れが起こったところでは普通の車輪では脱輪してしまいますので、現地ではこういった車両を使用して物資、人員を送り込みました。前方の車を見ていただきますと、車輪がタイヤではなくクローラー、俗に言うキャタピラーですね、こういったもので走っております。当然こういうキャタピラーだと、高速道路を走行できないため、これを載せていく大きなキャリアカーというトレーラーのような車両に載せて行き

市長	ます。そういったものが狭い能登半島の山道においては車両同士のすれ違い等にかかなり困難性を極めました。 現地の終結場所でございますが、中央右側の写真について、オレンジ色のかまぼこ型をした物体が並んでいますが、人の姿があるので大きさが大体イメージいただけたと思います。東京だけで一時的に 149 名が送り込まれていますので、夜の仮眠、暖をとるためにこの膨脹型のテントを持参し使用しました。半円型の柱にビニールシートが掛かっており、かまぼこ型の形状を保っています。現地は寒く、雪も降っているため非常に冷え込むのですが、暖房も持参しているため、このテントの中に入ると皆さんが危惧されているほどの極寒という状況ではありませんでした。そういった意味では、今回の発災の時期は活動には大きな支障にはならなかったと聞いております。 実際の活動の写真が下 2 つの写真でございます。まず左側、これは屋根を切って建物の中の人を助けようとしている写真ですが、後ろに白いものが見えると思いますが、これは波立った日本海です。出初式などの消防の訓練で屋根を切って人を出すという演習をやるのですが、実際に人がいる中で屋根を切るという経験をさせていただきました。救助にあたった隊員は、余震も続く中で、さらに倒壊してきた建物の下敷きにならないよう、つかえの柱等を建てながら、慎重かつ迅速に活動を行いました。こういった形で、最終的に 2 月 4 日に現地から引き揚げてくるまでの間、立川消防署からはトイレカー 1 台と人員は延べ 12 名、全体ではヘリ 3 機、車両 49 台、人員 1,225 名という形で出動をしております。 地震には地域に応じた、被害の特徴というのがありますが、今回は能登半島という地形、そして、非常に貧弱であったインフラ、道路、水道、電気等が寸断されたことにより被害が増大してしまったという面があると思います。 今回の能登半島地震の事例をそのまま立川に当てはめることはなかなか難しいと思いますが、もし立川市で震度 7 の地震があったらどのような被害が出るのかをイメージをしていくことが大切だと思います。立川で大きな地震が起きた場合は、先ほど説明があった受援計画にあるように他自治体からの支援を受けることがあると思います。また、幸い立川の被害が少なく、安全だったとしても、東京都の都心部に壊滅的な被害があった際には立川市の防災拠点に全国からの支援の車両等が集まる可能性があり、その場合は普段通りの生活をそのまま続けることが難しくなると考えられます。 以上の視点を踏まえ、今後、防災会議のメンバーの皆様方と、この立川市の安全をについて引き続き検討していきたいと考えております。説明は以上になります。ありがとうございます。 ありがとうございました。
----	---

	ただいまの件につきまして何かご質問、ご意見はございますか。
市長	質疑がないようですので、これをもちまして（１）東京消防庁立川消防署からの報告 を終了いたします。
市長	続きまして、（２）東京電力パワーグリッド株式会社からの報告を、東京電力パワーグリッド株式会社 立川支社長 様、よろしくお願いいたします。
東電立川支社長	お配りした東京電力の防災対策という資料をご覧ください。 電力を担う中で、災害の対応については困難であるところがございます。 「はじめに」に掲載していますが、被災しにくい設備、被災時の影響の軽減、そして、被災設備の早期復旧、この３つを大きなテーマとさせていただきまして、対策に取り組んでおります。 対策の説明をする前に、「電気の流れ」に関する説明をご覧ください。 電力供給は、基本的には発電をし、ご自宅や会社まで送電するという流れがありますが、大規模な発電所は海沿いや山沿いにあるため、そこからかなり大きな電圧で運ばれてくるものを変電所で電圧を少しずつ下げ、最終的にご家庭にお届けしています。 東日本大震災のように、発電所が被災することが大きい事故として考えられますが、直接的な被害の一つに、送電線の事故や電柱、電線が壊れてしまう事故等が考えられます。 東京電力のサービス区域での災害への備えについてご説明させていただきます。資料の「防災対策基本方針」の項目をご確認ください。 先ほど申し上げました３つの取り組みに、「被災しにくい設備」というものが一つございます。 被災しにくい設備づくりについて、変電所や送電線は常に改良し続け、災害時にできる限り被害が及ばないようにしております。資料には例として変電設備について記載をしておりますが、様々な災害を経験する中で設備を強くすることを常に行っております。 次に「被災時の影響軽減」について説明をさせていただきます。 「24 時間の監視体制」と記載をしておりますが、災害時には、どの設備にどのような被害があるかというのを瞬時に把握する必要がございます。例えば、給電の指令所や制御所にある写真のような大きなボードで、どこでどういう事故が起こっているかが瞬時に分かるようになっており、これを 24 時間体制で監視しております。中央給電所では東京電力管内全ての情報を把握することができのですが、細分化した管轄エリアの近辺のどこに被害があるかということを 24 時間体制で

確認し、遠隔で救済措置等を行います。

右ページには、「東京電力の電力系統」と書かせていただいております。都市部においては、どの建物も基本的に大体2か所から送電される仕組みになっており、どちらか一か所の送電線が故障してしまっても、もう一か所から電力を送ることによって、短時間で復旧できる仕組みになっております。設備構成に関しましても、建物ごとに多重な仕組みを作っているという状況でございます。

続きまして、「自動停電復旧」についてご説明します。
例の絵をご覧ください。自動停電復旧について、「通常時」と「事故時」と記載しております。通常時は建物に電気を送る際、ある方向から常に送り続けるという仕組みになっております。これが、事故が起こって、どこかその分岐点の途中で切れてしまった場合、該当箇所の電気を止め、事故点が把握できたのちに自動的に遠隔で逆の方向から送電することで、最低限、事故地点以外の所は短時間で供給が復旧するという仕組みができております。

能登半島地震は例外ではありましたが、こういった対応がほとんどの場合で可能となっています。

地震発生時の電気の復旧時間について、資料には東日本大震災の際の福島沖の状況を掲載しておりますが、地震によって発電所自体が停止してしまったために長時間の停電が発生しました。当初は約600万軒が停電しておりましたが、2日間ほどで供給が復旧しました。

その後、電柱以降に各ご家庭の電力供給に時間がかかった影響ですらに1週間程度で大体の電気が復旧しました。

「被災設備の早期復旧」に関しては、被災設備の早期復旧のために、災害の規模に応じて、第一次非常体制、第二非常体制、第三非常体制というように災害の規模に応じて24時間いつでも対応が可能な仕組みを設けております。

最終ページになりますが、電気の復旧を実現するために、各所に丈夫な電力設備、資材を配置しており、様々な機関と協力して訓練を実施しております。

次に、地震時に気を付けていただきたいものとして「二次災害」が挙げられます。地震が発生し停電した際、危険を感じたらすぐに避難することになると思います。その後、発電所・変電所が復旧し、様々な家財が倒れている室内に、電気を一方的に供給してしまい火災が発生することが考えられます。

以上のことを防ぐために、避難する際には部屋のブレーカーを落としていただくというをお願いしております。

	続きまして、次のページを簡単にご説明させていただきます。 電力会社の非常災害の復旧に向けて、日本全国の他の9電力会社が協力体制をとり電力復旧の支援をすることになっております。東日本大震災などの災害時には、他地方の電力会社が、電源車や高所作業車等を相当な台数を用意し、駆けつけるという体制が出来ております。 今回の能登半島地震につきましては、発災後すぐに東京電力はすぐに準備し、1月3日に北陸電力に東京電力だけで延べ684名、多摩のエリアでも70名程度が向かい、救助にあたったという状況でございます。 今回、なぜこれほどまでに電気の復旧に時間がかかったのかと申しますと、能登半島や千葉の房総半島は道路が寸断されてしまうと奥の地域まで入れないという点が挙げられます。この場合、道路の復旧を待ってから地域に入ることになり、各省庁や自衛隊、消防等との連携が重要になります。 立川市におきましては、都市部であり末端の地形という所はほぼ無いため、復旧に時間はかからないものと考えられますが、地形によっては電気の復旧に時間がかかる場合があることをご理解いただきたく存じます。 以上になります。
市長	ありがとうございました。 ただいまの件につきまして何かご質問、ご意見はございますか。
市長	質疑がないようですので、これをもちまして（1）東京電力パワーグリッド株式会社からの報告を終了いたします。 令和6年能登半島地震及び今後起こりうる首都直下地震について、東京電力パワーグリッド株式会社様よりご報告いただきましたので、同じライフライン機関である東京ガス株式会社様、いかがでしょうか。
東京ガス東京西支店長	日頃より弊社事業にご理解ご支援いただきまして大変ありがとうございます。 東京電力様から、能登半島地震に関するご報告がありましたので、弊社からも簡単にご報告させていただきます。 東京ガスの防災対策につきましては前回説明のお時間をいただきましたので、今回の能登半島地震に限ってご報告させていただきます。 都市ガスは全国に約200事業所ございます。事業の特性として、設備負担が大きいため人口が密集しているところに点々と開設しており、能登半島には都市ガス事業者がなかったということでございます。 ただ、能登半島で震度7を観測しましたが、それ以外の新潟県、石川

市長	県、富山県、で震度6を記録した所もございます。新潟県長岡市は震度6弱を観測しましたが、こちらは都市ガス事業所があります。多少のガス漏れはあったものの、主要な設備に被害は無いということから自社で1～2日で解決し、二次被害なしと聞いております。 もしも小さい事業所が大きな被害を受け自社で解決できない場合には、日本ガス協会という業界組織がございまして、全国から応援に行って復旧の応援をするという仕組みになっております。今回も協会では、応援要請が来るの待っていましたが、応援要請なしということで、今回弊社からも応援に参る出番がなかったということでございます。 簡単ではございますが、ご報告でございます。 ありがとうございました。 ただいまの件につきまして何かご質問、ご意見はございますか。 質疑がないようですので、これをもちまして東京ガス（株）東京西支店からの報告 を終了いたします。 その他ご報告・ご意見等がございましたらお願いいたします。 よろしいでしょうか。 続きまして次第の5 閉会でございます。 委員の皆様、ご審議をいただきまして、ありがとうございました。 市では、今後も引き続き、市民の生命・身体・財産を守るため、防災対策を推進してまいります。 これを持ちまして、令和5年度立川市防災会議を閉会といたします。 本日は、誠にありがとうございました。 【 終了 】
----	--

別表

No.	機関名	役職	出欠
会長	立川市	市長	○
1	関東財務局 東京財務事務所	立川出張所長	○
2	陸上自衛隊	第1 後方支援連隊第2 整備大隊長	○
3	東京都保健医療局	多摩立川保健所長	○
4	東京都建設局	北多摩北部建設事務所長	○
5	東京都水道局多摩水道改革推進本部	立川給水管理事務所長	×
6	警視庁	立川警察署長	代理
7	東京消防庁	第八消防方面本部長	×
8	東京消防庁	立川消防署長	○
9	立川市消防団	団長	○
10	独立行政法人国立病院機構災害医療センター	副院長	○
11	日本郵便株式会社	立川郵便局長	代理
12	東日本旅客鉄道株式会社	立川駅長	代理
13	日本通運株式会社	ロジスティクス第五営業部長	×
14	東日本電信電話株式会社	東京事業部 東京西支店長	○
15	東京電力パワーグリッド株式会社	立川支社長	○
16	東京ガス株式会社	東京西支店長	○
17	西武鉄道株式会社	小川駅管区長	○
18	多摩都市モノレール株式会社	安全管理推進室長	代理
19	立川市三師会災害対策本部	本部長（医師会）	×
20	立川市三師会災害対策本部	副本部長（歯科医師会）	○
21	立川市三師会災害対策本部	副本部長（薬剤師会）	○
22	立川市自治会連合会	会長	×
23	立川バス株式会社	運輸部 旅客サービス課長	○
24	立川女性防火の会	会長	○
25	立川市	副市長	○
26	立川市	副市長	○
27	立川市	教育長	○
28	立川市	総合政策部長	○
29	立川市	行政管理部長	○
30	立川市	財務部長	○
31	立川市	市民生活部長	○
32	立川市	産業文化スポーツ部長	○
33	立川市	子ども家庭部長	○
34	立川市	福祉保健部長	○
35	立川市	保健医療担当部長	○
36	立川市	まちづくり部長	○
37	立川市	基盤整備担当部長	○
38	立川市	環境下水道部長	○

39	立川市	ごみ減量化担当部長	○
40	立川市	公営競技事業部長	○
41	立川市	会計管理者	○
42	立川市	教育委員会事務局 教育部長	○
43	立川市	議会事務局長	○